

ファミリーサポートセンター  
【わかまや島ぬ宝】子育て応援

活動の手引き



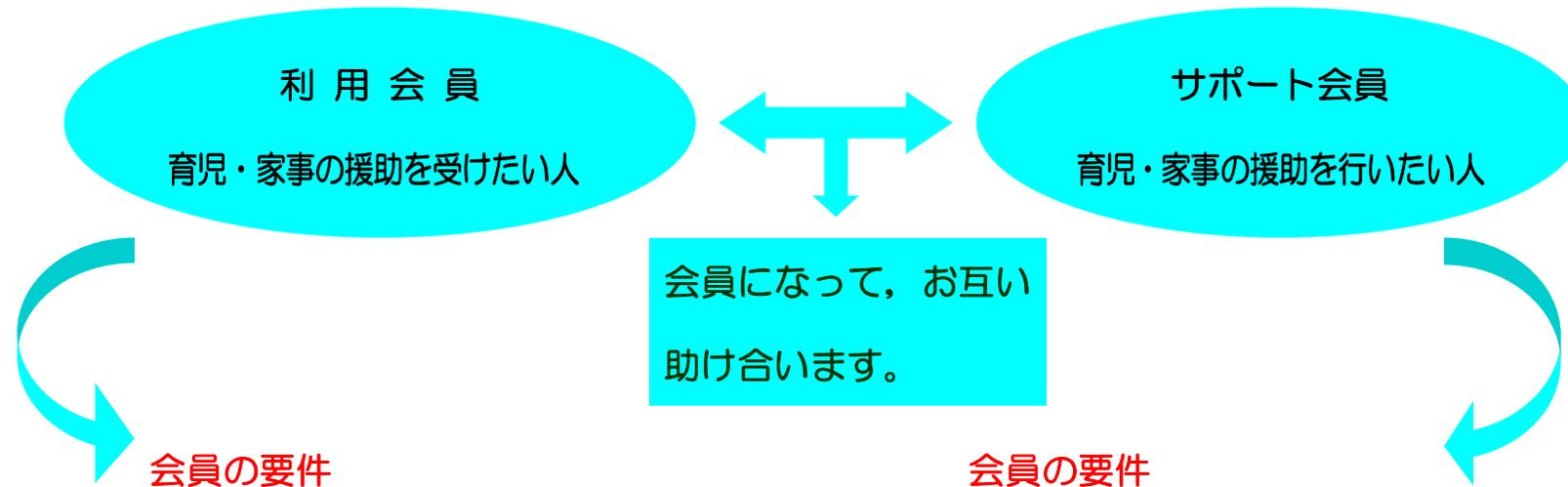
徳之島町社会福祉協議会

# 目次

☆ 相互援助活動について	1
☆ 具体的な援助活動内容について	2
☆ 活動のながれ	3
☆ センターのしくみ	4
☆ 会員の心得	5
☆ 報酬の基準	6
☆ 報酬の計算方法	7
☆ 活動要綱	8~10
☆ 保障保険制度について	11



## ☆ 相互援助活動について



### 会員の要件

#### 利用会員

- \* 徳之島町在住・又は勤務の親
- \* 原則として生後2ヶ月以上12歳以下の子の保護者
- \* 家事支援にあっては産前・産後の妊婦も含む



### 会員の要件

#### サポート会員

- \* 徳之島町在住で心身ともに健康で援助活動に理解と意欲を有し、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の人
- \* 自宅又は利用会員宅で安全に子どもを預かることができる人
- \* サポーター養成講座を受講した人



「利用会員」「サポート会員」両方の会員になる事も可能です。

- いずれの会員も、ファミリーサポートセンターの趣旨を理解し協力いただける方なら、性別・免許・資格は問いません。但し、原則としてサポーターは講習を受けた後で会員登録となります。
- 相互援助活動は、利用会員とサポート会員が事前に十分な打ち合わせを行い、両者合意の上で行われます。



# ☆ 活動のながれ No.1

1

## はじめに

「利用会員」はサポートセンターへ依頼の電話をします。



2

センターは「利用会員」の依頼内容に合わせて「サポート会員」を探します。



3

## 事前打合わせ

「利用会員」と「サポート会員」が安心して活動(利用)できるようにサポート会員の自宅、又はセンターで事前打合わせをします。

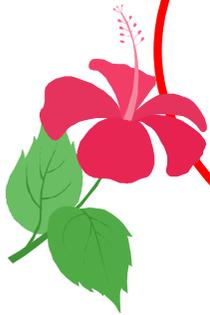
- \* 2回目以降、同じサポーターへ依頼する場合は打合わせの必要はありません。
- \* 活動依頼を取り消す場合は、相手会員とセンターへできる限り早く連絡してください。

4

事前打合わせの内容にそって活動します。



次ページへ



## ☆ 活動のながれ No.2

5

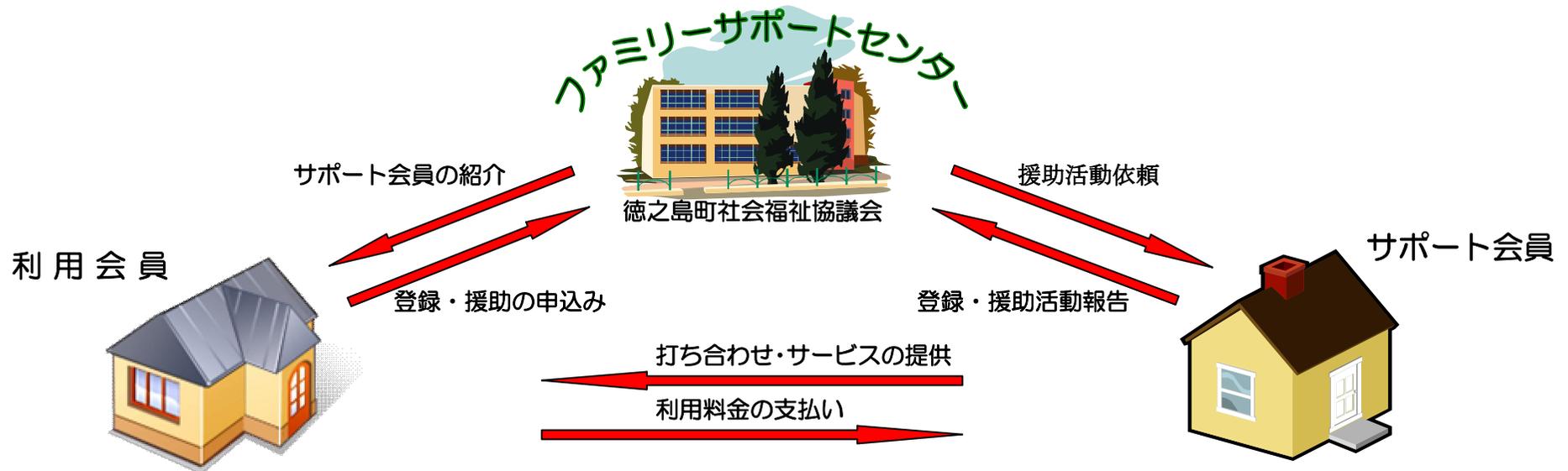
援助活動終了後「サポート会員」は、その日の活動を報告書に記入し「利用会員」のサインをもらいます。  
「利用会員」はお互いで取り決めた利用料を直接「サポート会員」に支払います。

6

「サポート会員」は一ヶ月分の援助活動報告書をまとめて翌月5日までにサポートセンターへ提出します。



### ファミリーサポートセンターの仕組み



## ☆ 会員（利用会員・サポート会員）の心得

1. 本会の活動の趣旨を理解し決まりごとを守ること。
2. 援助活動は、利用会員とサポート会員が援助内容等を十分協議（打合わせ）し、双方の主体的な合意と責任のもとで実施すること。
3. 会員は、サポートセンターを政治・宗教・営利等の目的に利用してはならない。
4. 会員は、相互援助活動により知りえた情報等に関して、プライバシーの侵害や秘密を他に漏らしてはならない。また、退会した後も同様とする。
5. サポートセンターへ連絡なしに、会員同士で交渉し援助活動を実施した場合、また連絡がない場合、補償保険は適用されません。  
また、相互援助活動中に生じた事故は、当事者である会員相互間で誠意をもって解決しなければならない。
6. 利用会員は、援助を必要とするときはサポートセンターに依頼の申し込みをすること。
7. 利用会員は、その活動を実施したサポート会員に対し、当該活動終了後、速やかに報酬基準の範囲内において活動報酬を支払はなければならない。
8. 利用会員は、依頼した援助活動以外の仕事は要求しないこと。
9. 利用会員は、援助活動にかかる物品等は利用会員が用意するか、もしくは実費をサポート会員に支払うこと。
10. サポート会員は、援助活動終了後、速やかに報告書を作成し月末締めで翌月5日までにサポートセンターへ提出すること。
11. サポート会員は、必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は掲示すること。
12. 会員証は、他人に貸したり譲渡したりしないこと、紛失した場合や変更が生じた場合は直ちにサポートセンターへ連絡すること、また退会する時は必ず会員証を返却すること。



## ☆ 報酬の基準

徳之島町ファミリーサポートセンターの報酬基準は次のとおりです。



- 1, 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 2, 援助時間が1時間を越えた場合、越えた時間の30分までは標記の半額とし、30分を越えた場合は1時間とみなします。
- 3, 複数の子どもを預かる場合は、原則3人までとし、きょうだいの子どもを預かる場合は2人目からは半額となります。
- 4, 取り消しについては、次のとおり「利用会員」が支払ってください。  
前日まで・・・無料  
当日取消・・・上記基準により算定された報酬の半額  
無断取消・・・全額
- 5, 食事（ミルク）代・おやつ代・オムツ代等については「利用会員」が実費支払いとなります。
- 6, 交通費については、サポート会員の实費となります。
- 7, 報酬（利用料）等の支払いは、援助活動終了後、その都度すみやかに支払ってください。  
（報酬を滞納した場合は利用をお断りすることがあります。）

## 報酬の計算方法

☆ 活動が基本時間外（午前 7:00 以前・午後 7:00 以降）に少しでも、またがった場合 1 時間当たり 700 円で計算してください。

☆ 活動開始から終了までが、1 時間に満たない場合

例

援助開始（午前）	終了		
6:20	7:00	7:10	
		援助活動の時間 50分	
		$700 \text{円} \times 1 \text{時間分} = 700 \text{円}$	報酬額 700円

☆ 活動開始から終了までが、基本時間を越えて継続する場合

例

援助開始（午後）				終了		
5:30	6:30	7:00	7:30	8:30		
					援助活動の時間 3時間	
					$600 \text{円} \times 1 \text{時間} = 600 \text{円}$	
					$700 \text{円} \times 2 \text{時間} = 1,400 \text{円}$	報酬額 2,000円
					合計	2,000円

☆ 基本時間内の活動をきょうだい 2 人で利用した場合

例

援助開始（午前）				終了		
9:00	10:00	11:00	11:20			
					援助活動の時間 2時間30分	
					$600 \text{円} \times 2 \text{時間} = 1,200 \text{円}$	報酬額 2,250円
					$600 \text{円} \times 0.5 \text{時間} = 300 \text{円}$	
					合計 $1,500 \text{円} \times 1.5 \text{人} = 2,250 \text{円}$	

## ☆ 徳之島町ファミリーサポートセンター事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、徳之島町ファミリー・サポート・センター事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 事業は、地域において育児の援助を受けたい者(以下「利用会員」という。)及び援助を行いたい者(以下「サポート会員」という。)を会員として組織化し、会員相互による育児に関する援助活動(以下「援助活動」という。)を行うことにより、安心して子育てができる環境をつくることを目的とする。

(設置)

- 第2条 事業を実施するために、徳之島町ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)を設置する。

(実施主体)

- 第3条 事業の実施主体は徳之島町とする。ただし、町長は、事業の効果的な運営上必要があると認めるときは、センターの運営を委託することができる。

(センターの業務)

- 第4条 センターは、次の業務を行う。
- (1) 会員の募集及び登録、その他の会員組織業務
  - (2) 援助活動の調整業務
  - (3) 会員に対して援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
  - (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
  - (5) センターの広報に関する業務
  - (6) 関係機関との連絡調整業務
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める業務。

(アドバイザー)

- 第5条 事業を実施するため、センターにアドバイザーを置く。
- 2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。
- (1) 第4条に規定する業務
  - (2) センターの経理事務等の運営に関する業務
  - (3) 会員間のトラブルへの助言等

(4) 前各号に定めるもののほか、センターの運営に必要と認める業務

- 3 センターは、事業の円滑な実施に必要があると認めるときは、会員の中から世話役としてサブ・リーダーを選任し、サブ・リーダーによって援助活動の調整等を行わせることができる。

(入会)

第6条 センターの会員として入会しようとする者は、様式第1号による入会申込書兼会員票(利用会員用)又は様式第2号による入会申込書兼会員票(サポート会員用)をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、様式第3号による会員証を発行する。

3 利用会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 町内に住所を有する者又は町内に勤務先を有する者であって、事業の趣旨を十分に理解している者

(2) 生後2ヶ月以上小学生以下の子(以下「子ども」という。)の保護者であって援助を受けたい者、ただし、家事援助にあっては妊娠中の者及び生後2ヶ月に満たない子の保護者も含む。

4 サポート会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 徳之島町内に住所を有し、自宅又は利用会員宅で子どもを預かることができる者

(2) 心身ともに健康で援助活動に理解と意欲をもち、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の者

(3) センターが実施する講習を受講し、事業の趣旨を十分に理解している者

5 利用会員とサポート会員は、これを兼ねることができる。

(退会)

第7条 センターを退会しようとする会員は、第4号様式による退会届をセンターに提出するものとする。

2 会員は、退会に際して、直ちに前条第2項の規定により発行された会員証を返還しなければならない。

3 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1) 会員が前条第3項及び第4項のそれぞれの要件を満たさなくなったとき

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

(3) 相互援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会員としてふさわしくない非行があったとき。

(保険)

第8条 会員は、援助活動中の事故に備えるための補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担する。

3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(援助活動の内容)

第9条 サポート会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校等(以下「保育所等」という。)の開始時間まで子どもを預かること
- (2) 保育所等の終了時間後又は学童保育終了後に子どもを預かること
- (3) 保育所等までの送迎を行うこと
- (4) 子どもが軽度の病気の場合において、子どもを預かること
- (5) 保護者が外出の際又は保護者が病気の際に子どもを預かること
- (6) 産前産後の会員に対して、家事育児支援を行うこと
- (7) その他、会員の育児に関して必要な援助を行うこと

2 前項に規定する援助活動は、原則としてサポート会員の家庭もしくは利用会員の家庭において行うものとする。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助活動の実施)

第10条 利用会員は、援助を必要とする場合は、センターに対して援助依頼の申込を行うものとする。

2 センターは、前項の申込みを受けた場合は、援助活動の調整を行うものとする。

3 援助活動は、利用会員とサポート会員が援助内容等を十分協議のうえ、相互の合意と責任の下に実施するものとする。

4 援助活動が終了したときは、会員は様式第5号による報告書を作成し、センターに提出しなければならない。

5 会員は、援助活動により知り得た他人の家庭の事情等に関して、秘密を他に漏らしてはならない。センターを退会した後も、また同様とする。

(報酬)

第11条 利用会員は、サポート会員に対し、相互援助活動の終了後、別表に定める基準に従い、報酬及び実費を支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

## ☆ 補償保険制度について

『ファミリーサポートセンター補償保険（育児）』は、サービス提供会員（サポーター）が活動中に傷害を被った場合・第三者より万一賠償請求を受けた場合、及び、依頼会員（利用会員）の子供がサービスを受けている間に傷害を被った場合に補償を行うものです。

☆ 会員になると「サービス提供会員傷害保険」・「賠償責任保険」・「依頼児童傷害保険」の3つの保険を、ファミリーサポートセンターが保険料を負担し加入手続きを行います。

### 保険の概要説明

#### 1. 「サービス提供会員傷害保険」

サポート会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と利用会員の子供宅や保育所等への往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償する。

#### 2. 「賠償責任保険」

サポート会員が、保育サービス提供中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で、保険期間中に日本国内において第三者（依頼会員の子供を含む他人。なお、サポート会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、サポートセンターもしくはサポート会員が負担する法律上の賠償金額を、てん補限度額の範囲内で補償する。

#### 3. 「依頼児童傷害保険（普通傷害保険）」

利用会員の子供が、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サポート会員の過失の有無にかかわらず補償する。

保険の種類	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円～15万円	事故より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率(10・20または40倍)	事故より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

保険の種類	補償額(限度額)
対人・対物賠償	1事故につき2億円
初期対応費用	500万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

保険の種類	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円～9万円	事故より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率(10・20または40倍)	事故より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度